

巻末資料目次

1-1	福島市地域公共交通活性化協議会設置要綱	巻末資料-1
1-2	福島市地域公共交通活性化協議会委員名簿	巻末資料-5
1-3	福島市地域公共交通計画策定庁内検討委員会設置要綱	巻末資料-6
1-4	策定の経緯等	巻末資料-8
1-5	実態・ニーズ調査の実施概要	巻末資料-10
1-6	各地区の概要	巻末資料-11

1-1 福島市地域公共交通活性化協議会設置要綱

(目的)

第1条 福島市地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）は、道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に基づき、地域における需要に応じた市民の生活に必要な公共交通等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項に関する協議を行うとともに、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下「活性化・再生法」という。）第6条第1項の規定に基づき、地域内における地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保並びに地域公共交通の活性化及び再生の推進に資するため、活性化・再生法第5条第1項の規定に基づく地域公共交通計画の策定及び実施に関する協議を行い、あわせて、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号。以下「バリアフリー法」という。）第24条の4第1項及び同法第26条第1項の規定に基づき、第24条の2第1項の規定に基づく移動等円滑化促進方針（以下「バリアフリーマスタープラン」という。）及び同法第25条第1項の規定に基づく移動等円滑化基本構想（以下「バリアフリー基本構想」という。）の策定及び実施に関する協議を行うため、設置する。

(事務所)

第2条 協議会の事務所は、福島市五老内町3番1号（福島市役所内）に置く。

(所掌事務)

第3条 協議会は次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃・料金等に関すること
- (2) 市が運営する有償運送の必要性及び旅客から収受する対価に関すること
- (3) 地域公共交通計画の策定及び変更の協議に関すること
- (4) 地域公共交通計画の実施に係る協議及び連絡調整に関すること
- (5) 地域公共交通計画に位置づけられた事業の実施に関すること
- (6) 総合的な交通政策の推進に必要と認められる事項に関すること
- (7) バリアフリーマスタープラン及びバリアフリー基本構想の策定及び変更の協議に関すること
- (8) バリアフリーマスタープラン及びバリアフリー基本構想の実施に係る協議及び連絡調整に関すること
- (9) その他、協議会の目的を達成するために必要なこと

(組織)

第4条 協議会の委員は、次の各号に定める者で組織し、福島市長が委嘱する。

- (1) 福島市長又はその指名する者
- (2) 旅客の運送を行う鉄道事業者が指名する者
- (3) 一般乗合旅客自動車運送事業者が指名する者

- (4) 一般乗用（貸切）旅客自動車運送事業者が指名する者
- (5) 一般旅客自動車運送事業者の組織する団体が指名する者
- (6) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体が指名する者
- (7) 市民又は利用者の代表
- (8) 障がい者団体等の代表又はその指名する者
- (9) 道路管理者又はその指名する者
- (10) 福島県福島警察署長又はその指名する者
- (11) 福島県福島北警察署長又はその指名する者
- (12) 国土交通省東北運輸局長が指名する者
- (13) 福島県の関係行政機関の職員
- (14) 学識経験者
- (15) 福島市長が必要と認める者

（任期）

第5条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

（会長及び副会長）

第6条 協議会に、会長及び副会長各1名を置く。

- 2 会長は委員の互選により定める。
- 3 会長は、会務を総理し協議会を代表する。
- 4 副会長は、委員の中から会長が指名する。
- 5 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。

（会議）

第7条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 会議は、委員の半数以上の出席がなければこれを開くことができない。
- 3 委員は、会議への出席及び議決権の行使を、代理人に委任することができる。
- 4 会議の議決を要する事項については、出席委員（代理人を含む。以下同じ）の全会一致を原則とするが、これが困難な場合は、出席委員の3分の2以上の同意で決する。
- 5 会長は、必要と認めるときは委員以外の者に対して資料を提出させ、又は会議への出席を求め、意見等を聴くことができる。
- 6 会議は書面にて協議することができる。
- 7 会議は、原則として公開とする。ただし、公正かつ円滑な議事運営及び、個人情報等の取扱い等については十分配慮し、必要に応じ非公開とする等の適切な措置を講じなければならない。
- 8 前各項に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(協議結果の尊重義務)

第8条 協議会で協議が整った事項については、協議会の構成員はその協議結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(分科会)

第9条 協議会に提案する事項について、協議又は調整をするため、必要に応じ協議会に分科会を設置することができる。

2 分科会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(地域分会)

第10条 協議会に提案する事項について、協議又は調整をするため、必要に応じて、地域ごとに地域分会を設置することができる。

2 地域分会は、関係する一般乗合旅客自動車運送事業者及び一般乗用（貸切）旅客自動車運送事業者、その他必要と認められる者をもって構成する。

3 地域分会において協議が調い、原則として地域の関係者間の同意が得られた事項について協議会に提案することができる。

(事務局)

第11条 協議会の事務を処理するため、協議会に事務局を置く。

2 事務局は、福島市都市政策部交通政策課に置く。

3 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(経費の負担)

第12条 協議会の運営に要する経費は、負担金、補助金及びその他の収入をもって充てる。

(財務に関する事項)

第13条 協議会の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(監事及び監査)

第14条 協議会に監事を2名置き、協議会の会計監査を行う。

2 監事は、委員の中から会長が指名する。

3 監事は、監査の結果を会長に報告しなければならない。

(協議会が解散した場合の措置)

第15条 協議会が解散したときは、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

(委任)

第16条 この要綱に定めるもののほか、協議会の事務の運営に関し必要な事項は別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成28年6月14日から施行する。
- 2 福島市地域公共交通会議設置要綱は廃止する。
- 3 福島市地域公共交通網形成計画策定協議会設置要綱は廃止する。

附 則

- 1 この要綱は、令和元年12月27日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和4年3月29日から施行する。

1-2 福島市地域公共交通活性化協議会委員名簿

(令和4年7月1日現在)

	団体・機関名	役職	氏名	選出区分
1	国立大学法人 福島大学 経済経営学類	准教授	よしだ いつき 吉田 樹	学識経験者
2	東日本旅客鉄道 株式会社	仙台支社 福島支店 副課長	すずき まこと 鈴木 真	公共交通事業者
3	阿武隈急行 株式会社	代表取締役専務	にいげき かつぞう 新関 勝造	公共交通事業者
4	福島交通 株式会社	福島支社長	むらかみ しんいちろう 村上 伸一郎	公共交通事業者
5	ジェイアールバス東北 株式会社	福島支店長	ちゅうばち よしひこ 中鉢 芳彦	公共交通事業者
6	有限会社 カネハチタクシー	代表取締役	せきぐち ふみお 関口 富美男	公共交通事業者
7	公益社団法人 福島県バス協会	専務理事	ししど しんいちろう 穴戸 紳一郎	事業者団体
8	福島県タクシー協会	県北支部長	おおむら まさえ 大村 雅恵	事業者団体
9	福島地区タクシー協同組合	事務局長	しが ひでき 志賀 英樹	事業者団体
10	私鉄福島交通労働組合	福島支部長	くにしま あきら 国嶋 章	運転者が 組織する団体
11	全国自動車交通労働組合連合会 福島地方本部	執行委員長	おおつき まさよし 大槻 政好	運転者が 組織する団体
12	福島市町内会連合会	副会長	さとう まもる 佐藤 守	市民の代表
13	ふくこぶし福島（福島市老人クラブ連合会）	会長	すずき やすお 鈴木 泰雄	市民の代表
14	ふくしま市女性団体連絡協議会	会長	おざわ かずえ 小澤 和枝	市民の代表
15	社会福祉法人 福島市社会福祉協議会	会長	こんの きよし 紺野 喜代志	市民の代表
16	国土交通省 東北地方整備局 福島河川国道事務所	副所長	いとう ひでかず 伊藤 英和	道路管理者
17	福島県県北建設事務所	管理課長	たかはし さとし 高橋 聡	道路管理者
18	福島県福島警察署	交通第一課長	しおだ とおる 塩田 徹	都道府県警察
19	福島県福島北警察署	交通課長	こんの ひろし 今野 弘志	都道府県警察
20	国土交通省 東北運輸局 福島運輸支局	首席運輸企画専門官	ささき ゆたか 佐々木 由隆	関係行政機関
21	福島県県北地方振興局	県民環境部長	もりや たかし 森谷 隆	関係行政機関
22	福島市都市政策部	部長	もり まさひこ 森 雅彦	

1-3 福島市地域公共交通計画策定庁内検討委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（令和2年6月3日号外法律第36号。以下「法」という。）第5条第1項の規定に基づく、地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保に資する地域公共交通の活性化及び再生を推進するための計画（以下「地域公共交通計画」という。）を作成するための庁内組織として、福島市地域公共交通計画策定庁内検討委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営について必要な事項を定める。

(所掌事務)

第2条 委員会は、福島市地域公共交通計画（以下「新計画」という。）の素案策定のため、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 庁内意見の調整及び新計画の素案策定における庁内意見の反映に関すること。
- (2) 福島市地域公共交通活性化協議会との連絡調整に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、別表1に掲げる職にある者をもって組織する。

- 2 委員会に委員長を置き、副市長をもって充てる。
- 3 委員会に副委員長を置き、都市政策部長をもって充てる。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員長は、委員会を代表し会務を総理する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、会議に関係職員等の出席を求め、意見等を聴くことができる。

(幹事会)

第6条 委員会の意見集約を補佐するために幹事会を置く。

- 2 幹事会は、別表2に掲げる職にある者をもって組織する。
- 3 幹事会に幹事長を置き、幹事長に都市政策部次長をもって充てる。
- 4 幹事会の会議は幹事長が招集し、幹事長が会議の議長となる。
- 5 幹事長は、必要があると認めるときは、会議に関係職員等の出席を求め、意見等を聞くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、都市政策部交通政策課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年7月21日から施行する。

別表1 (第3条関係)

	役 職
1	副市長
2	危機管理監
3	商工観光部長
4	市民・文化スポーツ部長
5	環境部長
6	健康福祉部長
7	建設部長
8	都市政策部長
9	教育部長

別表2 (第5条関係)

部	役 職	備 考
危機管理室	危機管理室次長	災害時の対応
商工観光部	商工業振興課長、観光交流推進室次長	商業活性化、観光施策
市民・文化 スポーツ部	生活課長	交通安全
環境部	環境課長	環境対策
健康福祉部	共生社会推進課長、障がい福祉課長、 長寿福祉課長	交通弱者対策
建設部	路政課長、道路保全課長、道路建設課長	道路交通、道路管理
都市政策部	都市政策部次長、都市計画課長、 交通政策課長、市街地整備課長	都市計画、まちづくり、 公共交通施策、再開発
教育委員会	学校教育課長	通園、通学

1-4 計画策定の経過等

「福島市地域公共交通計画」策定にあたり開催した会議の経過等を示す。

表 計画策定に係る会議経過

開催日	会議名	内容
R3. 10. 26	令和3年 第3回協議会	【協議事項】 ・福島市地域公共交通計画の策定について
R4. 3. 29	令和3年度 第5回協議会	【報告事項】 ・福島市地域公共交通網形成計画の期間変更等の完了について ・公共交通事業者等へのヒアリング調査の結果 ・福島市地域公共交通網形成計画の評価・検証 【協議事項】 ・福島市地域公共交通計画（新計画）の策定について
R4. 7. 21	第1回庁内検討 委員会	【報告事項】 ・「福島市地域公共交通計画」の策定方針（案）について ・福島市地域公共交通計画策定庁内委員会設置要綱について
R4. 7. 28	第1回庁内検討 委員会幹事会 【書面開催】	【協議事項】 ・「福島市地域公共交通計画」策定の方向性（案）について
R4. 7. 29	令和4年度 第2回協議会	【協議事項】 ・「福島市地域公共交通計画」策定の方向性（案）について
R4. 10. 11	協議会分科会 （複数交通モード）	【意見交換】 ・地域公共交通の再編（幹線軸、小さな交通など） ・地域公共交通の利用促進（キャッシュレス対応、利用者への情報提供、災害・コロナ対応など）
R4. 10. 19	協議会分科会 （路線バス）	【協議事項】 ・広域バス路線再編の方向性検討など
R4. 10. 25	第2回庁内検討 委員会幹事会	【協議事項】 ・福島市地域公共交通計画（素案）の方向性について
R4. 10. 28	令和4年度 第4回協議会	【協議事項】 ・公共交通に関する市民アンケート結果概要（速報）について ・福島市地域公共交通計画骨子(案)について

R4. 11. 28	第3回庁内検討 委員会幹事会 【書面開催】	【協議事項】 ・福島市地域公共交通計画（素案の案）について
R4. 11. 29	第2回庁内検討 委員会 【書面開催】	【協議事項】 ・福島市地域公共交通計画（素案の案）について
R4. 11. 29	令和4年度 第5回協議会 【書面開催】	【協議事項】 ・福島市地域公共交通計画（素案の案）について
R4. 12. 14	令和4年度 第6回協議会	【協議事項】 ・福島市地域公共交通計画（素案）について ・今後のスケジュールについて
R4. 12. 16	第4回庁内検討 委員会幹事会	【協議事項】 ・福島市地域公共交通計画（素案）について ・今後のスケジュールについて
R4. 12. 20	第3回庁内検討 委員会	【協議事項】 ・福島市地域公共交通計画（素案）について ・今後のスケジュールについて
R5. 1. 16	令和4年度 第7回協議会 【書面開催】	【協議事項】 ・令和4年度地域公共交通確保維持改善事業（地域 公共交通調査事業）に係る自己評価について
R5. 2. 13	第5回庁内検討 委員会幹事会	【協議事項】 ・福島市地域公共交通計画（原案）について ・今後のスケジュールについて
R5. 2. 21	令和4年度 第8回協議会	【協議事項】 ・福島市地域公共交通計画（原案）について ・今後のスケジュールについて
R5. 2. 22	第4回庁内検討 委員会	【協議事項】 ・福島市地域公共交通計画（原案）について ・今後のスケジュールについて

※「協議会」とは、福島市地域公共交通活性化協議会を示す。

※本計画の協議を行っていない協議会については記載していない。

1-5 実態・ニーズ調査の実施概要

1) 公共交通事業者ヒアリング

令和3年度実施の「福島市地域公共交通網形成計画（現計画）」の計画期間変更手続き及び令和4年度実施の「（仮称）福島市地域公共交通計画（新計画）」の策定にあたって、現計画の評価・検証に必要な各事業の実施状況や、公共交通の利用実績・収支状況などを確認するため、公共交通事業者ヒアリングを実施した。

項目	内容
調査対象	福島市地域公共交通活性化協議会の構成員である公共交通事業者または事業者団体
調査手法	調査項目にしたがい、交通事業者等と対話しながら意見を聞き取る
調査時期	令和3年12月8日（水）～令和4年3月18日（火） ※日程調整のうえ、各事業者を随時訪問
調査項目	①「計画に記載した事業の実施状況」「計画に記載していなかったが実施した事業内容」の整理 ②利用実績、収支状況の現況の時点更新 ③「課題の解消状況」「未解決の残った課題」「新たに発生した課題」に対する意見交換 ④今後実施を考えている事業及び必要な地域公共交通特定事業に対する意見交換

2) 福島市の公共交通に関する市民アンケート

現計画で設定した評価指標（KPI）の達成状況や、公共交通等の問題点・改善要望などを把握し、現計画の評価・検証を行うとともに、地域公共交通計画策定の検討材料を収集するため、市民アンケートを実施した。

項目	内容
調査対象	市内在住の15歳以上の住民から無作為抽出
調査手法	郵送配布、郵送またはWEBによる回収
配布・回収数	配布3,000票、回収1,288票（回収率42.9%）
調査時期	発送：令和4年9月7日（水） 回答期限：令和4年9月22日（木）
調査項目	属性、日常生活における移動実態、公共交通の利用状況、公共交通に対する評価、公共交通に対する意見・要望など